

京都市寡婦（夫）控除のみなし適用に係る変更届

（宛先）京都市長

（届出者）住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟（生年月日 \_\_\_\_\_）

寡婦（夫）控除のみなし適用に係る変更事項がありましたので、以下のとおり、届け出ます。

利用事業		
対象者	住 所	
	氏 名	
届出内容		<input type="checkbox"/> 所得更正等による所得額の変更 <input type="checkbox"/> 婚姻等（事実婚含む）による世帯状況の変更 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
理由発生日		年 月 日
備 考		

- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の要件確認に必要な範囲で、京都市が上記変更内容について調査し、当該調査又は本届出で得た情報を他の利用事業の各受付窓口へ提供すること及び利用事業の各受付窓口において利用することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

※ 同意されない場合は、事業ごとに変更内容を確認できる書類を提出していただく必要があります。

- ・ 「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」について届出される場合は、当変更届の宛先は「各学童クラブ事業運営主体 代表者」と読み替えることとします。
- ・ 「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」について届け出される方は、以下を確認いただき、同意される場合は記名押印をお願いします。
  - ① 寡婦（夫）控除のみなし適用に係る変更事項について届け出ていることを京都市に対して情報提供すること。
  - ② 当該変更届に添えて提出した届出の変更内容を確認できる書類を京都市が保管すること。
以上について同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

※ 同意いただくことによって「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」についても、本届出により審査を行うことができるため、改めて変更届を提出いただく必要がなくなります。

なお、同意いただけない場合は、届出のうち「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」に係る部分については、各事業の運営主体代表者宛に変更届を提出していただく必要があります。

**【必要書類】**

届出の変更内容を確認できる書類

※ 利用事業によっては、上記必要書類の一部を省略できる場合があります。

**【注意事項】**

- ・ 変更内容について審査の結果、寡婦（夫）控除のみなし適用の決定が取消しとなる場合があります。
- ・ 利用事業欄については、みなし適用の対象となる利用中の全ての事業を記載してください。